

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

3 佐地環第 28-2 号
令和 4 年 3 月 28 日

有限会社 エンジニアリングウッド
代表取締役 小野澤 厚史 様

長野県佐久地域振興局長

令和 4 年 2 月 9 日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第 35 条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書（産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可、産業廃棄物処理施設の変更許可、産業廃棄物処理施設の設置許可、一般廃棄物処理施設の設置許可）

(1) 氏名及び住所	有限会社エンジニアリングウッド 代表取締役 小野澤 厚史 長野県佐久市御馬寄1132番地	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県佐久市御馬寄字十二新田 1132 番 1、1132 番 4、1133 番、1134 番	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	木くずの切断施設（移動式兼用） 木くずの破砕施設（移動式兼用）	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	木くず 特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	(産業廃棄物) ○木くずの切断施設（移動式兼用）（新設） 7.2 t/日 (0.9 t/h 8時間稼働) 18.4 t/日 (2.3 t/h 8時間稼働) 302.4 t/日 (37.8 t/h 8時間稼働) ○木くずの破砕施設（移動式兼用）（新設） 468 t/日 (58.5 t/h 8時間稼働) ○木くずの破砕施設（移動式兼用）（能力変更） 421.6 t/日 (52.7 t/h 8時間稼働) 468 t/日 (58.5 t/h 8時間稼働) (一般廃棄物) ○木くずの切断施設（移動式兼用）（新設） 7.2 t/日 (0.9 t/h 8時間稼働) 18.4 t/日 (2.3 t/h 8時間稼働) 302.4 t/日 (37.8 t/h 8時間稼働)	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
	○産業廃棄物処分業の事業 範囲変更許可 中間処理（ <u>切断</u> 、破砕） 木くず ○産業廃棄物処理施設の変 更許可	○産業廃棄物処分業の事業 範囲変更許可 中間処理（破砕） 木くず ○産業廃棄物処理施設の変 更許可

	<p>木くずの破砕施設の設置場所及び処理能力の変更</p> <p>木くずの破砕施設 (移動式兼用) 佐久市御馬寄字十二新田 1132番4(敷地内での移設) <u>421.6 t/日 (52.7 t/h 8時間稼働)</u></p> <p>木くずの破砕施設 (移動式兼用) 佐久市御馬寄字十二新田 1132番4、1133番(敷地内での移設) <u>468 t/日 (58.5 t/h 8時間稼働)</u></p> <p>○産業廃棄物処理施設の設置許可 <u>木くずの破砕施設(移動式兼用)</u> <u>468 t/日 (58.5 t/h 8時間稼働)</u></p> <p>○一般廃棄物処理施設の設置許可 <u>木くずの切断施設(移動式兼用)</u> <u>7.2 t/日 (0.9 t/h 8時間稼働)</u> <u>木くずの切断施設(移動式兼用)</u> <u>18.4 t/日 (2.3 t/h 8時間稼働)</u> <u>木くずの切断施設(移動式兼用)</u> <u>302.4 t/日 (37.8 t/h 8時間稼働)</u></p>	<p>木くずの破砕施設 (移動式兼用) 佐久市御馬寄字十二新田 1132番4 13.5 t/日 (1.687 t/h 8時間稼働)</p> <p>木くずの破砕施設 (移動式兼用) 佐久市御馬寄字十二新田 1132番4他1筆 282.4 t/日 (35.3 t/h 8時間稼働)</p>
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	<p>(範囲) 佐久市御馬寄区 小諸市耳取区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)</p>	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	<p>(範囲) ・佐久市長 ・小諸市長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号</p>	

(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和4年4月16日(土)午後7時から (場所) 佐久市御馬寄コミュニティーセンター (佐久市御馬寄173番地)
--------------------------------	--

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。